

第 10 章 条例準備書に対する市民意見等の概要及び
指定開発行為者の見解

第10章 条例準備書に対する市民意見の概要及び指定開発行為者の見解

1 条例準備書の縦覧等

本事業に係る条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所は、表10-1に示すとおりであり、平成30年9月5日（水）から10月19日（金）までの45日間縦覧された。

また、条例第20条の規定に基づき、条例準備書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時及び周知方法は表10-2に示すとおりである。

表10-1 条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成30年9月5日（水）～10月19日（金）（縦覧期間45日間）
縦覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市役所（環境局環境評価室） ・川崎区役所 ・川崎区役所 大師支所

表10-2 説明会開催日時等及び周知方法

開催日	時間	関係住民参加人数
第1回 平成30年9月24日（月）※祝日	14：00～15：10	第1回 3名
第2回 平成30年9月25日（火）	18：30～19：20	第2回 9名
場 所	サンピアンかわさき（川崎市立労働会館） 4階 第2会議室 （川崎市川崎区富士見2-5-2）	
説明会開催の周知方法	関係地域への説明会開催の周知は、1回目が平成30年9月12日（水）、2回目が平成30年9月19日（水）に「（仮称）加工食品工場建設計画に係る条例環境影響評価準備書説明会のご案内」を関係地域の範囲（表10-3参照）に各戸配布（1回目：約2,058枚、2回目：約2,057枚）した。	
条例準備書の内容の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会出席者に対し、条例環境影響評価準備書から抜粋した図表等を基に作成した説明用スライドを用いて説明を行った。 ・「（仮称）加工食品工場建設計画に係る条例環境影響評価準備書のあらまし」を配布した。 	

表10-3 個別配布実施箇所一覧

区 域	町丁目名
川崎市 川崎区	<ul style="list-style-type: none"> ・港町、中瀬三丁目、大師本町、大師駅前一丁目、大師駅前三丁目の各一部及び中瀬二丁目

2 条例準備書に対する市民意見等の概要

条例第21条第1項の規定に基づき、条例準備書について環境保全の見地からの意見を有する者からの意見書が1通（1名）提出された。

この意見書に対する指定開発行為者としての見解を整理し、条例第22条第1項の規定に基づき、平成30年12月4日から「(仮称)加工食品工場建設計画に係る条例見解書」が縦覧された。

市民意見等の概要と指定開発行為者の見解の内容は、「3 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解」に示すとおりである。

3 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

本章では、市民意見等の概要とそれらの意見に対する指定開発行為者の見解をまとめており、その記載例は以下に示すとおりとした。

意見の内容	指定開発行為者の見解
①○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
②○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

記載例

意見書の内容を項目毎に分類しました。

上記の分類に該当する意見の内容を記載しました。

意見に対する指定開発行為者の見解を記載しました。

意見の内容	指定開発行為者の見解
①盛土による堤防の強化について	
<p>味の素の隣地 小松製作所や大師駐車場の様に盛土して土手を強力にしてから建物を造るのが正しいのではないのでしょうか？</p> <p>何故と言うと 以前（7～8年前）工場排水口2ヵ所を撤去してから土手の下を通過して河川敷へ漏水（赤色とか^注）している様だと4～5年前、国交省多摩支部へ電話をした所、現在調査中と返事が有った。現在でも漏水は止まって無い、河川敷の方へ水は流れて居る。</p> <p>万一土手が地震や大水で決壊したら中瀬、大師は洪水に成ってしまうのでは無いかと心配です。</p> <p>注）提示された位置は、【参考】（P346）に示すとおりである。</p>	<p>取水口の撤去は国土交通省の設計に従って平成20年に実施致しました。ご指摘頂いた河川敷については、弊社でも地面が湿っている地点を1箇所把握しております。今回、河川敷の状況を数回確認しましたが、弊社が把握している1箇所を除いて特に変化はみられませんでした。なお、地面の湿りが確認された地点については既に社内においても調査を行い、弊社に起因するものではないことを河川管理者である国土交通省とも確認しております。</p> <p>多摩川土手は平成28年に国土交通省によって高潮築堤工事が実施されておりますが、土手の決壊は弊社の事業にも大きく影響する事象でありますので、さらなる有効な強化策については国土交通省に相談して参ります。</p>
②外壁のスレート波板による環境影響について	
<p>尚、北門から東へ約800mに渡り外塀にスレート波板が使われているが環境に影響がないのですか？。</p>	<p>スレートは性能のバランスがとれた建材として一般的な建築物の壁等に広く使用されており、環境への影響は極めて少ないと認識しております。弊社においてもスレート波板は外塀のみならず、敷地内建築物の壁、屋根等にも使用されており、これまで環境や従業員を含む人への健康に悪影響を与えた事実はございません。</p> <p>しかしながら、外塀のスレート波板については現時点において樹木との接触や悪戯等により破損し景観を損ねている部分がありますので、順次修理を行って参ります。</p>

【参考】意見書において提示された位置

下図の赤色印の所が水漏れが多い。

